

## 見直し案

### ①年 6 回実施しているニュースポーツ教室事業について年 5 回とする。

例年、6月、9月、11月、1月、2月、3月に単発で実施しているニュースポーツ教室について、開催回数を見直し、年5回とする。

なお、7月から8月は土曜日の早朝に総合公園内で“ラジオ体操と公園ウォーキング”を6回実施している。また、10月には体育センターと総合公園が共同で開催している“きたもとスポーツフェスティバル”に協力している。

年5回とすることで、報償費【減額(案) 5,900円×17人(1回平均)÷100千円】の支出を抑えることができる。

なお、ニュースポーツ教室の1回あたりの平均参加者数の推移は下表のとおり。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
平均人数	30	27.8	29	19.3	27.1
実施回数	4	6	6	6	6

ニュースポーツ教室で実施する種目(ラダーゲッター、ノルディックウォーキング、ディスコン、カローリング等)については、老若男女が参加できるよう考慮しているが、専用の道具が必要なため、個人が道具を揃えて継続して取り組むにはハードルが高い。

### ②地域スポーツ普及事業委託料(30万円)について予算を切り分けるか、上記①の減額分を利用して、推進委員の資質向上のため、県主催の研修会に参加する負担金を予算化する。

具体的には、スポーツ推進委員に健常者と障がい者がともに参加できるようなパラリンピック競技(シッティングバレーボール、ゴールボール)やその他の障がい者スポーツの指導技術の習得や障がい者スポーツ全般への理解を深めてもらい、普及・実践の推進役になってもらえるよう、研修会への参加について、公費で補助する。